# 4.2 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の対応

避難所閉所の検討を進めていく段階は、災害の応急対応が一定程度終了し、自宅に戻り生活再建を進める者、自宅での生活が難しいため応急仮設住宅等に入居する者、親族の家で生活しつつ生活再建を進める者等、被災者一人ひとりの自立・生活再建の方向性が一定程度見えてくる状態であることが想定される。この段階においては、発災直後の健康管理、適切な福祉サービスの提供等を中心とした支援から、具体的な被災者の自立・生活再建に向けて、支援が必要な者を特定し、支援を行っていくことに主眼が移る。このため、被災者の自立・生活再建に向けた取組状況や意向を確認し、支援の必要性について評価を行うことで、漏れのない被災者支援につなげることが重要である。

特に避難所の閉所に向けては、避難所で生活をおくる被災者の閉所後の生活についてヒアリングを行い、その後の生活の見通しについて確認を行うとともに、支援が必要と判断される被災者については、この段階から寄り添った支援を実施する必要がある。

なお、住家被害が発生している場合には、被災者の自立・生活再建の方向性や課題を把握せずに避難所を閉所してしまうと、その後の被災者の生活環境の悪化や自立・ 生活再建の遅れが生じかねないため、注意が必要である。 (1) 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の災害ケースマネジメントの必要性

# 基本的考え方・取組

- 災害の応急対応が終了し避難所閉所の検討を進めていく段階において、住家被 害等が確認されている場合は、避難所閉所前に、住民の被害状況、自立・生活 再建に関する意向の把握を目的とした調査を実施する。
- この段階においては、支援漏れを防ぐため、被害が想定される地域については 全戸調査を実施することが望ましい。訪問による全戸調査が難しい場合は、訪 問以外による調査の手法についても検討する。
- 避難所の閉所を検討するにあたっては、避難所で生活をおくる被災者について、上記の全戸調査に併せて又は先行して、個々の状況について聞き取りを行い、被災者の住家の被害状況や自立・生活再建の希望、仮設住宅への入居の希望の有無等を把握するなど状況の把握を行った上で、課題を抱える被災者については寄り添った支援を実施する。
- 避難所閉所にあたっては、行き先が決まらない被災者がいる中で一方的に閉所するなど追い出しとならないように配慮する。

- ①避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階におけるアウトリーチでは、被災者の自立・生活再建に向けて状況を把握し、支援の必要性や優先度を判断し、継続的な支援が必要な被災者を把握することを目的とする。
- ②このタイミングで全戸調査(避難所で生活をおくる被災者へのヒアリングを含む。)を実施することにより、仮設住宅の必要戸数の把握にも役立つ。また、その後のアウトリーチ(訪問・見守り)の実施に必要な人数など、今後必要となるリソースの予測としても活用する。全戸調査は、支援が必要な被災者の把握を行う取組であるとともに、継続的な支援が不要な者であることを確認する取組でもある。全戸調査の実施により、限りのあるリソースを支援が必要な被災者に集中することが可能となる。
- ③全戸調査ではなく、罹災証明書の発行者を対象として調査を実施する場合は、必要な者に罹災証明書がいきわたっているか捕捉できている場合に限る。必要な者に発行されていることを確認できていない状態で罹災証明書発行世帯に対象を限って実施すると、本来支援が必要である者が漏れる可能性があることに留意する。
- ④全戸調査を原則としつつも、災害の種別によって実行可能性が異なる。津波・地震など多くの被災者が発生する場合には、訪問以外の手法の検討や他の地域の地方公共団体や民間団体と連携した実施体制構築の検討を行う等が必要となる。この場合、訪問による全戸調査を実施する区域は、被災地域の実情に応じて判断する。
- ⑤訪問した世帯数を成果目標とするなど訪問自体を目的化せず、被災者の抱える課題の聞き取りが十分にできたかを指標とし、調査の有効性を確保することが重要である。

(2) 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の災害ケースマネジメントの実施体制

# 基本的考え方・取組

- 平時に実施体制を決定している場合は、その体制に基づき災害ケースマネジメントを実施する。他方で、想定していない規模等の災害である場合は、事前に決定している実施体制で支障がないか再度検討を行う。
- 避難所閉所検討〜応急仮設住宅供与段階は、災害対応関係部局の業務がひっ迫するため、他部局での実施のほか、ボランティア、NPO、社会福祉士やケアマネジャー等の専門性を有する関係者との協働についても検討する。
- 避難所閉所検討〜応急仮設住宅供与段階では、幅広く被災者の状況を把握する ため、訪問等にあたって多くの人員が必要となることから、部局間で人員を融 通するなどして体制を整備する。

- ①災害時は、災害対応部局及び福祉部局の業務がひっ迫することから、横断的な調整機能を有する部局が災害ケースマネジメントの実施主体となることも積極的に検討すること。
- ②確保できる人員によって、全戸調査できる範囲も限定される。必要な調査を行えるよう人員を確保することが望ましい一方で、実施の場面では、確保できた人員で実施可能な範囲で行うこととなるため、可能な範囲で動員できる人員の最大限の確保に努める。また、他機関との連携や委託も検討する。
- ③避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の調査について連携が想定される機関等は以下のとおり。
  - ▶ 居宅介護支援事業所のケアマネジャー、公的相談支援機関の相談支援員、地域包括支援センター、社会福祉協議会(地域支え合いセンターの生活支援相談員)等福祉関係者
  - ▶ 都道府県社会福祉士会、日本介護支援専門員協会の都道府県支部等の職能団体
  - ➤ NPO 等
  - ▶ シルバー人材センター

### (3) 支援拠点の設置の検討

# 基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントの実施にあたって、必要に応じて、個別訪問、見守り 支援、各種支援制度の情報提供や地域のコミュニティづくり等を行う拠点を設 置する。
- 実際には、被災者見守り・相談支援等事業の委託により「地域支え合いセンター」という名称で運営されることが多いが、市町村が直接役場内に拠点を設置することも想定される。それぞれの状況等に応じて設置・運営方法を検討する。
- 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階は、アウトリーチをはじめとし被災者の自立・生活再建の支援が本格化するため、地域支え合いセンターなどの支援拠点の設置がより重要となることに留意する。

- ①支援拠点は、地域支え合いセンターという名称で、社会福祉協議会等の民間団体に委託して設置される場合もある。どのタイミングで支援拠点を設置するか(災害ボランティアセンターと並行して地域支え合いセンターを設置するか等。)は、地方公共団体の状況により判断する。
- ②災害ボランティアセンター閉所後も、ボランティアによる作業ニーズが存在している場合があるため、平時から設置しているボランティア窓口や地域支え合いセンターで対応できるよう配慮することが望ましい。
- ③地域支え合いセンター等の設置が難しい場合は、実情に応じ、地方公共団体に窓口等を設置し、支援拠点とすることも想定される。
- ④支え合いセンター等の支援拠点を立ち上げなかった場合、災害から一定期間が経過した後に発覚する被災者の課題に対応することが難しくなる。例えば、水害の発生から半年程度たってから「壁にカビが生えた」、「家の中が臭い」、「生活がしんどい」という話がでてきたときになかなかその声を拾えないこともある。後から「こんなに大変な人がいた」とならないようにするためにも支援拠点の設置は重要である。

- (4) アウトリーチによる被災者の状況の把握
- a) 総論

# 基本的考え方・取組

- アウトリーチによる被災者の状況の把握は、災害ケースマネジメントの核となる要素の一つである。支援漏れを防止し、被災者一人ひとりに寄り添った支援を実施する観点から、適切なアウトリーチが必要である。
- 避難所閉所検討〜応急仮設住宅供与段階におけるアウトリーチは、被災者の自立・生活再建に向け、支援が必要な被災者の洗い出し、住まいの再建の方向性の大まかな希望の把握(災害公営住宅の必要戸数の推計等)が中心となる。
- また、アウトリーチに加え、相談窓口にくる被災者に対しても、相談事に対応 するほか、他に抱える課題がないか被災状況の把握を行うとともに、支援情報 の提供等を行う。
- アウトリーチにより医療や福祉サービス等の支援を早急に必要とする被災者 を把握した場合は、迅速に適切な支援につなげることが重要である。

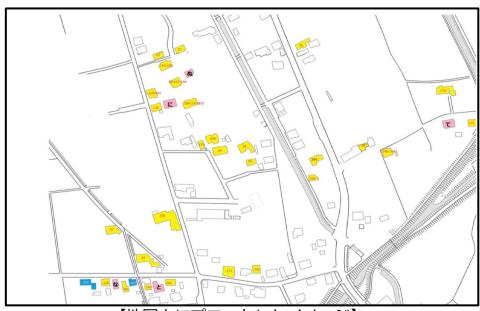
- ①避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階におけるアウトリーチは、課題を抱えた 被災者を漏れのないように把握することが重要であるため、全戸調査を行うこと が望ましい。
- ②多くのリソースが必要であることから、災害ボランティアセンターやシルバー人材センター、社会福祉協議会(生活相談員)等の連携を積極的に検討する。その際、高齢者や障害者については「被災高齢者等把握事業」の利用についても検討を行うとともに、当該事業の委託により都道府県社会福祉士会や日本介護支援専門協会都道府県支部の協力を得ることも検討する。
- ③被災者との関係を構築し、継続的に支援を行う観点からは、支援が必要な可能性 の高い被災者には、最初から当該被災者を伴走型で支援できる者を調査にあたら せるなどの工夫を行うことも考えられる。
- ④実際に利用できるリソースと災害の規模等から、対面の調査が実施できる範囲は限られる場合もある。その場合は、特に対面での調査や訪問・見守りの支援を必要とする世帯を絞り込む観点から、調査票をポスティングし、"問題ない"旨を回答した世帯については、回答の内容から客観的に問題ないと判断できることを確認した上で、訪問等の対象からは除外するといった手段も検討する。このほか、水害等の局所的な被害が想定される災害の場合には、罹災証明書を取得している世帯を地図上にプロットし、プロットした世帯の周辺エリア内で罹災証明を取得していない世帯を優先的に個別訪問するといった方法も考えられる。
- ⑤調査票のポスティングによる場合、回答のない世帯の中に課題を抱えている世帯 が多く存在すると想定されるため、個別に訪問等を行い被災者の状況を把握する など、アウトリーチの実施に努めることが重要である。
- ⑥被災者台帳に「援護の実施状況」として罹災証明書の取得等の状況を記載している場合には、被災者台帳を基にして、利用可能な支援制度を利用していない被災者を洗い出し、利用していない理由等をアウトリーチにより確認するといったこ

とも検討する。

- ⑦訪問を実施する場合には、事前にアポイントメントを入れることで、不在による 再訪問等を避けることができるため、実情に応じて検討されたい。
- ⑧被災者の状況の把握にあたっては、質問に対する被災者の回答のみならず、短いコミュニケーションでも繰り返し訪問を重ね、被災者の顔色や部屋の汚れ、家の外観上の問題、臭いなどを訪問時に確認するなど、本人の回答内容以外の部分からも情報を拾い上げていくことが重要である点に留意する。

### 水害の際に、罹災証明書の取得状況を地図上にプロットし、 個別訪問先を検討した例 (静岡県磐田市)

- ○災害名:令和4年台風第15号
- ○取組内容:
  - ▶ 磐田市では、令和4年9月に台風により被災し、災害ボランティアセンター閉鎖のタイミングである11月から、市職員(1人)と市社会福祉協議会職員(1人)の2人組で、被災者宅の個別訪問調査を行うこととした。
  - ▶ 個別訪問先を検討するにあたり、まず、地図上に、「罹災証明書申請済の世帯」及び「床下浸水かつ 75 歳以上のみ世帯」をプロットした。
  - ▶ 罹災証明書の取得世帯等をプロットすることにより、罹災証明書未申請であるが、周辺状況等から被災していると見られ、訪問したほうがよいと考えられる世帯を把握することができたため、下記3種の
    - 罹災証明書申請済の世帯
    - ・床下浸水かつ 75 歳以上のみ世帯
    - ・罹災証明書未申請の世帯 を個別訪問先とし、訪問調査を開始した。
  - ▶ 訪問調査時には、市独自のアセスメントシートをもとに訪問し、被災者が 置かれている状況等を把握するととともに、罹災証明書の取得手続きを行 い、支援漏れを防止することができた。



【地図上にプロットしたイメージ】

凡例: 黄色(罹災証明申請済の世帯)、青色(床下浸水かつ 75 歳以上のみ世帯) 桃色(罹災証明書未申請の世帯)

### b) 訪問、見守り・相談の実施体制

# 基本的考え方・取組

- 個別訪問、見守り・相談といったアウトリーチの取組は、複数名で実施することが望ましい。必要に応じ、民間団体などとの連携を積極的に検討する。
- 実施にあたっては、被災者の状況を把握し、支援の要否等を検討するための調査であることを考慮し、被災者の過度な負担とならないようにする。
- 訪問等を実施する者に対しては、事前にアセスメントや聞き取りに関する基本 的な研修を受講させることが望ましい。なお、平時から訪問等を実施する者が 決まっている場合は、平時に訓練を実施する。
- 災害の発生後にシルバー人材センターからの人材派遣や被災した地域の住民 等の協力を受けて訪問する者を確保する場合は、訪問の実施前に研修を実施す ることが望ましい。

- ①複数名で実施することで、一人が被災者とのコミュニケーションを担い、一人が 記録するといった役割分担ができることに加え、聞き取り内容を相談員間で確認 し被災者の支援ニーズについて話し合いながら整理することができ、適切な聞き 取りにつながる等のメリットがある。また、訪問にあたり精神的な負荷がかかる 場合もあるため、負担の分散の観点からも複数名での実施が望ましい。
- ②研修については、一般的な新任スタッフへの研修(社会福祉協議会が支援相談員を採用する場合は、社会福祉協議会の事業概要や地域支え合いセンターの業務に関する説明会を実施。)のほか、ヒアリングに関する研修や自立・生活再建支援制度に関する研修が想定される。また、これまで災害ケースマネジメントに取り組んできた市町村の事例に関する研修や訪問等を行う中での OJT、研修をロールプレイで行うことも有効である。
- ③個別訪問により被災者の状況を把握し、課題を引き出すためには、被災者とアウトリーチ実施者の信頼関係の構築が重要であり、信頼関係の構築に資する研修等によりノウハウを身につけることが重要である。また、訪問を担う者に対しては、心のケアやメンタルヘルスの研修等についても行うことを検討する。研修については第6章参照。
- ④研修には、地方公共団体内の関係部局、協働して支援を行う社会福祉協議会や NPO 等の団体が参加し、災害ケースマネジメントに取り組む者が広く共有する ことが望ましい。
- ⑤平時の福祉施策を活用した災害ケースマネジメントの実施については第 10 章参 照。

# 被災者支援にあたって聞き取り調査を実施した例 (広島県坂町)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
  - ▶ 被災状況から、仮設入居者のみを対象とするのでは不十分であると感じたため、ダイバーシティ研究所の協力を得て町内の被災した世帯に加え、その周辺の世帯も含めた世帯(2,482世帯)を対象とした調査を実施し、注意が必要な被災者をピックアップ。調査においては、アセスメントができる社会福祉士等が2名1組でペアを組んで、訪問を実施。
  - ▶ 訪問に伺う前にはポスティングを行い、「何日から何日まで、この地区で町からの委託事業として調査を実施します」と予告した上で実施。訪問時には町からの委託であることがわかるよう、ビブスや腕章を着用。



【調査本部での打ち合わせ風景】

出典:一般財団法人ダイバーシティ研究所

### c) 確認すべき内容

# 基本的考え方・取組

- 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階におけるアウトリーチは、支援が必要な被災者の把握を目的としており、地域の被災者について住宅再建と生活の自立の観点から状況を聞き取ることが重要である。
- 訪問時に被災者に確認すべき内容の例は、以下のとおりである。アセスメントを行うことを念頭に「住まいの再建の実現性関係」と「日常生活の自立関係」の2つの軸で質問項目を設定する。

### <住まいの再建の実現性関係>

- ▶ 住宅の再建に係る意向(修理、新築・購入、公営住宅、賃貸住宅等)
- ▶ 罹災証明書の取得状況(全壊、大規模半壊、半壊等)
- 経済状況等(就労、収入(給与所得、年金等)、資産、債務等)
- ▶ 住宅再建の進捗状況(見積もりの取得、請負契約の締結状況等)

### <日常生活の自立関係>

- ▶ 家族の状況(家族構成、健康状態、要支援者の該当等)
- ▶ 健康状況(既往歴・医療機関の受診状況)
- ▶ 避難生活における住環境(食事、入浴、トイレ、冷暖房の有無等)
- ▶ 近隣との関わり方、買い物の交通手段等
- ▶ その他抱える課題について
- ●被災者の状況の確認に併せて、利用できる支援制度を紹介することも積極的に 検討する。単に状況を聞き取るだけでなく支援制度を紹介することは、被災者 との信頼関係の構築の観点からも有用である。
- 訪問時に聞き取り等を行った被災者の個人情報は、支援の実施にあたりケース会議での利用や支援関係機関への提供を行うことが想定されることから、調査票等において、個人情報の利用目的を明示する。個人情報の取り扱いについては第5章参照。

- ①この段階のアウトリーチにより収集すべき情報は、災害の種別や地方公共団体の特徴に応じて異なるが、概ね上記に集約されるものと考えられる。次頁以降に地方公共団体が実際に使用した調査票等を掲載するので参考にされたい。
- ②日常生活の自立関係の項目について、発災直後〜避難所運営段階の訪問等により 情報が入手できている場合は当該情報を活用することも考えられるが、生活状況 に変化がある場合も想定されることから、生活に変わりがないか改めて確認する ことも重要である。
- ③個人情報については、提供が想定される団体名、内部利用又は外部提供される情報の種類等の説明を行い、被災者の個人情報の提供等が適切になされることによ

### 4.2 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の対応

り支援が円滑に実施されること、被災者自身が支援に関する情報を得やすくなること等を説明し、理解を得られるように取り組む。

# 地方公共団体の調査票の例② (広島県坂町(ダイバーシティ研究所))

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○アセスメント調査票:
  - ▶ 平成30年7月豪雨災害の被災状況を把握し、避難生活での被害拡大を防ぎながら生活再建期・コミュニティ再生期への移行をサポートすることを目的として、被災世帯への聞き取り個別調査を実施した。調査で得た情報は、坂町地域支え合いセンター運営の基礎資料として活用した。

記入者名			記入日	84 -	日時	分	口小屋浦	□坂□	横浜 ブロ	コック番号
聞いた場所		口避難所(		) 口仮			口みなし仮		)	
调查対象者 . 世帯情		かった場合 -	• 口不在		住している 外観から確		か不明 る範囲で、「2	2. 家屋の状	況」を記入	して下さい。
現住所:					作住所と同じ ロ	前住所:	t .			
※ 聞いた	人の名前	に〇を付ける	※ 世	帯主は、	続柄に「世					
(ふりた		生年月日	性別	続柄	該当 No.		該当·特記事 帳等·備考	項 要提題者 処置 No.	同居 別居	現在の 居所 No.
(	)	明/大/昭/平	男・女その他						同居/別居	
(	)	明/大/昭/平	男・女						同居/別居	
(	)	明/大/昭/平	男・女その他						同居/別居	
C	)	明/大/昭/平	男・女						同居/別居	
(	)	明/大/昭/平	男・女その他						同居/別居	
(	)	明/大/昭/平	男・女その他						同居/別居	
C	)	明/大/昭/平	男・女その他						同居/別居	
家族の被	災状況	□ 全員無事		ガ人あ	り口連	絡が取	れない			
要接護者數量	No.					要接機	有铅置 No.	現在	Eの居所 No.	
<ul><li>高齢者</li><li>② 要介護</li><li>③ 要介護</li><li>④ 要介護</li><li>⑤ 要介護</li><li>⑤ 要介護</li></ul>	介護製 介護製 介護製 介護製	間定なし 間定あり 災害 間定あり 災害 間定あり 災害	多介護サービ 多介護サービ 多介護サービス	ス量減少し ス量増加し	.tc	② 在 ③ 透	ンシュリン注射	3		
7) 障害者 ③ 障害者 ④ 障害者 ⑤ 障害者 ① 障害者	2	子帳あり 災害	後サービス量 後サービス量 後サービス量 サービスの利	減少した						
<ul><li>① 乳幼児</li><li>③ 妊産婦</li><li>③ 軽病・傷</li><li>外国人</li><li>⑥ アレルキ</li></ul>							- ## 7# F	A. C. O. W. I	八十二年以四日十	m (++) +
<ul><li>① その他</li><li>資査員記入</li></ul>						lii			分な説明を	
世帯人数	<b>□</b> 1	□ 2 □ 3	<b>□</b> 4	□ 5	□ 6	7		100		
世帯状況		-・父子家庭 口	-				ご署名			

	□ 持ち家 -	-戸建て(□木造 □鉄骨 □鉄筋コンクリート □その他 □	不明) □ 住宅ローン有
家屋の	口 持ち家 参	<b>集合住宅</b>	□ 住宅ローン無
種類	□ 賃貸 -	・戸建て	
	□ 賃貸 第	合住宅	
	築( )结	Ę.	•
築年数	□ 築37年よ	り古い (昭和56年以前の建物)	
		り新しい(昭和57年以降の建物)	
	口不明	<b>-</b> 1	
浸水被害	口浸水被害		
	□ 床上浸水	口 床下浸水	
		砂被害 □ 床下の土砂被害	
	L MINI	□ 完了 ( 頃に終了)	調査員記入
		口 維続中	Print Peliote
	1.71.86.4	□ 未着手	□ 床下土砂残りの可能性
	土砂撤去	□ 今後、撤去の予定あり	あり
土砂被害		□ 今後の撤去の予定が立っていない	
		□ 撤去しない	床下土砂残りの可能性(例)
		□ 行政による撤去	・専門性のある人に見せていない
		ロ ボランティア	・床上だけ掃除をした
	支援者	口 知人·家族等	・床を剝がし床下を確認していない
		二 業者へ依頼	<ul><li>十分に乾燥したかわからない</li></ul>
	D 25-4829-1	□ その他 ( )	・専門家に見て欲しい
	□ 取得済み	(口全壊 口 大規模半壊 口 半壊 口一部損	-級
		青する予定あり	
	□ 申請せず		
罹災証明		□ 該当するかどうかわからないから	
	eta ##1 eta la	□ 申請に行く時間や手段がない	
	申請しない理由	□ 罹災証明のことがわからない	
	理田	口 不要だから(家屋の被害がないから)	
		□ その他 (	)
	□ 土台·基础	世 □ 梁·柱等 □ 屋根·外壁等 □ 월	t·内装·窓等
家屋の		(・ガス・水道等ライフライン設備)	
被害箇所		f・トイレ・お風呂等の生活設備)	
	□ その他		
		フライン 口 ガス 口 水道 口 電気	Z.実体が可能でも Z
		や補修をしたいと考えており、すでに着手している・予定があ や補修をしたいが課題がある	の 天肥かり形である
	山 建て音え	□ 費用の工面に不安がある・いくらかかるかわからない	
	建て替えや	□ 住宅として使えるかどうかわからない	
建て替え・	補修の課題	口その他(	)
補修等	□ 建て替え	や補修はしない	
		□ 費用が工面できない □ 仮設・みなし仮	設に入居するから
	立替や補修	□ 公営住宅に入居するから □ 他に住宅が見	つかっているから
	をしない理由	□ 親族等と同居するから	
		□ その他 (	)
			·

	団体の耳	又組事例
2 25 SM Sh 4	会祭子武輔栋, 3	後の避難について
5. 加工失胜10.7 日	□ 避難した	後の紅葉について
	最初の避難先	□ 町民センター □ 坂小学校 □ 横浜小学校 □ 坂中学校 □ サンスターホール □ 坂みみょう保育園 □ 上條集会所 □ 中村公民館 □ 横浜三部集会所 □ 町立図書館 □ その他 ( )
避難の	いつ	□ 直後 □ 一日後 □ 二日後 □ 三日後 □ 三日以上
有無	□ 避難しなか	not:
	避難しなかっ た理由	<ul><li>□ 移動が危険だと思ったから</li><li>□ 避難の手助けがなかったから</li><li>□ どこに避難すればよいかわからなかったから</li><li>□ 避難のタイミングがわからなかったから</li><li>□ その他 ( )</li></ul>
救助者	□ 自力で避難	世した □ 行政による救助 □ 近隣住民による救助
教明有	□ その他	(
避難時に困ったこと	自由記入	
4. 生活状态	ぱについて ※世	帯の中の誰の不調等なのかメモを入れる
	からだ	□ 変わりない □ 不調だったが回復している □ 不調が続いている
発災後の	(口腔含む)	不調の内容・誰( )
健康状態	こころ	□ 変わりない □ 不調だったが回復している □ 不調が続いている
		不調の内容・誰( )
70.54	□ 困難なし	□ 困難あり
移動 困難度	困難理由	□ 外出に手助けが必要 □ 移動手段がない □ 費用がかかる □ その他 ( )
現在の	□ 徒歩	□ 自転車 □ 原付·自動二輪 □ 自家用車 □ 公共交通機関
		口 日転車 一口 原刊 日刻一輪 一口 日本用車 一口 公共关連领民
移動手段	ロ タクシー	□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他
移動手段	ロ タクシー 日難なし	
買い物		□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他
	□ 困難なし	□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他 □ 困難あり □ 商店等が遠くて買い物に行けない □ 買い物ができる機会が少ない(移動販売者の頻度、場所等) □ 商品が少ない・足りない
	困難なし	□ 移動支援(介護サービス等) □ 知人・親族等による送迎 □ その他 □ 困難あり □ 商店等が遠くて買い物に行けない □ 買い物ができる機会が少ない(移動販売者の頻度、場所等) □ 商品が少ない・足りない □ その他 ( )
買い物	□ 困難なし 困難なし □ 困難なし	□ 移動支援(介護サービス等)       □ 知人・親族等による送迎       □ その他         □ 困難あり       □ 商店等が遠くて買い物に行けない       □ 買い物ができる機会が少ない(移動販売者の頻度、場所等)         □ 商品が少ない・足りない       □ その他 (       )         □ 日難あり       □ 日3食を取れていない       □ 支給される食事のみが続いている(弁当・パン)         □ 調理環境がない・自炊したくても出来ない       □ 食欲がない・食べられない(体調面から)       誰:         □ 食欲がわかない(心理面)       誰:
買い物食事	□ 困難なし  困難理由  □ 困難なし  困難なし	□ 移動支援(介護サービス等)       □ 知人・親族等による送迎       □ その他         □ 困難あり       □ 商店等が遠くて買い物に行けない       □ 買い物ができる機会が少ない(移動販売者の頻度、場所等)         □ 商品が少ない・足りない       □ その他 (       )         □ 日難あり       □ 日3食を取れていない       □ 支給される食事のみが続いている(弁当・パン)         □ 調理環境がない・自炊したくても出来ない       □ 食欲がない・食べられない(体調面から)       誰:         □ 食欲がわかない(心理面)       誰:
食事通院	□ 困難なし  困難理由  □ 困難なし  困難なし  困難なし  困難なし  困難なし  □ 困難なより  □ 困難なし	□ 移動支援(介護サービス等)       □ 知人・親族等による送迎       □ その他         □ 困難あり       □ 商品が少ない・足りない       □ の他 (         □ 日難あり       □ 一日3食を取れていない       □ 支給される食事のみが続いている(弁当・パン)         □ 調理環境がない・自炊したくても出来ない       □ 食欲がない・食べられない(体調面から) 誰:       □ 食欲がわかない(心理面)         □ 要配慮食が手に入らない(糖尿病食・減塩食等)         (□ 通院・治療の回数減       □ 通院・治療の中断       □ その他 ) 誰:
食事通院療服	□ 困難なし  困難理由  □ 困難なし  困難なし  困難なし  困難なし  困難なあなし  □ 困困難対なあいし  □ 困困難があいし  □ 困困難があい	□ 移動支援(介護サービス等)       □ 知人・親族等による送迎       □ その他         □ 困難あり       □ 商品が少ない・足りない       □ 商品が少ない・足りない         □ 不の他 (       )         □ 困難あり       □ 一日3食を取れていない       □ 支給される食事のみが続いている(弁当・パン)         □ 調理環境がない・自炊したくても出来ない       □ 食欲がない・食べられない(体調面から) 誰:         □ 食欲がわかない(心理面)       遊:         □ 要配慮食が手に入らない(糖尿病食・減塩食等)         (□ 通院・治療の回数減       □ 通院・治療の中断       □ その他 ) 誰:         (□ 常用薬の入手困難       □ 服薬の中断       □ その他 ) 誰:
食 通治 服 教育	□ 困難なし  困難理由  □ 困難なし  困難理は  困難理は  困難理なり  □ 困困難難なあり  対象者(幼保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□ 移動支援(介護サービス等)       □ 知人・親族等による送迎       □ その他         □ 困難あり       □ 商店等が遠くて買い物に行けない       □ 買い物ができる機会が少ない(移動販売者の頻度、場所等)         □ 商品が少ない・足りない       □ その他 (       )         □ 日難あり       □ 日3食を取れていない       □ 支給される食事のみが続いている(弁当・パン)         □ 調理環境がない・自炊したくても出来ない       □ 食欲がない・食べられない(体調面から) 誰:         □ 食欲がわかない(心理面)       誰:         □ 要配慮食が手に入らない(糖尿病食・減塩食等)         (□ 通院・治療の回数減       □ 通院・治療の中断       □ その他 ) 誰:         (□ 常用薬の入手困難       □ 服薬の中断       □ その他 ) 誰:
食事通院療服	□ 困難なし  困難理由 □ 困難理は □ 困難理なし □ 困難理なあり □ 困困難難があない 対象を必ずない 対象を必ずない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□ 移動支援(介護サービス等)       □ 知人・親族等による送迎       □ その他         □ 困難あり       □ 商品が少ない・足りない       □ 商品が少ない・足りない         □ 不の他 (       )         □ 困難あり       □ 一日3食を取れていない       □ 支給される食事のみが続いている(弁当・パン)         □ 調理環境がない・自炊したくても出来ない       □ 食欲がない・食べられない(体調面から) 誰:         □ 食欲がわかない(心理面)       遊:         □ 要配慮食が手に入らない(糖尿病食・減塩食等)         (□ 通院・治療の回数減       □ 通院・治療の中断       □ その他 ) 誰:         (□ 常用薬の入手困難       □ 服薬の中断       □ その他 ) 誰:

生活費	□ 就労してい □ 仕送り等	る 口 求職し	ているロ		<u> </u>	生活保護等の行	政支援	)
		□ 預灯3 受け取った						,
義援金		ロ 対象外だか			いどうかれ	つからないから		
	理由	□ 義援金につ	いてわからない	□ ₹ 0	0他(			)
その他支	□ 申請·支給	済み(口生活再建	支援金 [	]災害弔慰	金	口災害見舞金)		
援金等		□ 対象外だか	_			っからないから		
	理由	□ 支援金につ	いてわからない	□ <del>₹</del> 0	0他(			)
今後の見		IB	o Tribbill (		F=0. 3.4-			
		Eの場所・引っ越し 予定あり(口仮記						)
当面の		目処が立っていた				10X 7417 - L		,
居所	目処が立た	□ 費用の工面	が難しい					
	ない理由	□ 物件が見つ						
A#		口その他(		Diameter =		)	1 7 T	
今後の居 住地希望		じ地区	□ 同じ町内で! □ その他 (			町外に出たい(出	はる予定) )	
正心市主	L 47/25404		2 (4)18 (					
支援や作	報について							
		は入手できてい				<u> </u>		
情報入手		情報は入手出来						
		<ul><li>出来ていないと!</li><li>やメールサービス</li></ul>		h++-/-	7 -7 61	ic笙) ロョ	接続記念の担	= tc
		マメールサーロス 合わせ				12 寺) 口質	正規の(マリカ)	AT TIX
入手経路		5物 □						
	□ 行政職員等	からの連絡	□ 学校・幼稚	園•保育園	等からの選	絡		
		サービス事業者が						)
	□ 泥かぎ・片1	付け (ロボランテ						)
	ロー 技術:第76	(D#=\.=		口未作		ロ税族 加入	口での他	,
受援の	□ 荷物運び □ 各種相談			□業者	□近所	□親族・知人	口その他	)
受援の 種類	□ 各種相談	(ロボランテ・ (ロボランテ・ 等 (ロボランテ	イア 口行政					)
	□ 各種相談	(ロポランテ	イア 口行政					
	□ 各種相談 □ マッサージ □ その他 □ 相談相手は	(ロボランテ 等 (ロボランテ はいない(相談相手	イア 口行政 イア 口行政					
種類	<ul><li>□ 各種相談</li><li>□ マッサージ</li><li>□ その他</li><li>□ 相談相手は</li><li>□ 相談相手は</li></ul>	(ロボランテ 等 (ロボランテ はいない(相談相号 は必要ない	イア 口行政 イア 口行政					
種類	□ 各種相談 □ マッサージ □ その他 □ 相談相手は	(ロボランテ 等 (ロボランテ はいない(相談相号 は必要ない がいる	イア □行政 イア □行政 □が欲しい)	□業者	□近所	□親族・知人	口その他	)
	<ul><li>□ 各種相談</li><li>□ マッサージ</li><li>□ その他</li><li>□ 相談相手は</li><li>□ 相談相手は</li></ul>	(ロボランテ 等 (ロボランテ はいない(相談相号 は必要ない	イア □行政 イア □行政 □が欲しい)		□近所			)
種類	<ul><li>□ 各種相談</li><li>□ マッサージ</li><li>□ その他</li><li>□ 相談相手は</li><li>□ 相談相手は</li><li>□ 相談相手</li></ul>	(ロボランテ・等 (ロボランテ はいない(相談相号な必要ないがいる) 介護支援員 日 その他 (	イア □行政 イア □行政 □が欲しい)	□業者 関族·知人	□近所	□親族・知人	□その他	)
種類 相談相手 不安・	□ 各種相談 □ マッサージ □ その他 □ 相談相手は □ 相談相手が 離 生活用品が □ 親族やご	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) ( の	イア 口行政 イア 口行政 Fが欲しい) 等 口 (	□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人 ) 療や介護が不足	□その他	)
種類相談相手	□ 各種相談 □ マッサー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(ロボランテ 等 (ロボランテ はいない(相談相号 は必要ない がいる ロ 介護支援員 ロ その他 ( 「不足している	イア 口行政 イア 口行政 Fが欲しい) 等 口 (	□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人 ) 療や介護が不足	□その他	)
種類 相談相手 不安・	□ 各種相談 □ マッサージ □ その他 □ 相談相手は □ 相談相手が 離 生活用品が □ 親族やご	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) ( の	イア 口行政 イア 口行政 Fが欲しい) 等 口 (	□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人 ) 療や介護が不足	□その他	)
種類 相談相手 不安・	□ 各種相談 □ その他 □ 相談相手は □ 相談相手は 世 無 計	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) ( の	イア 口行政 イア 口行政 Fが欲しい) 等 口 (	□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人 ) 療や介護が不足	□その他	)
種類 相談相手 不安・ 心配事	□ 各種相談 □ その他 □ 相談相手は □ 相談相手は 世 無 計	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) ( の	イア 口行政 イア 口行政 Fが欲しい) 等 口 (	□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人 ) 療や介護が不足	□その他	)
種類 相談相手 不安・ 心配事	□ 各種相談 □ その他 □ 相談相手は □ 相談相手は 世 無 計	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) ( の	イア 口行政 イア 口行政 Fが欲しい) 等 口 (	□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人 ) 療や介護が不足	□その他	)
種類 相談相手 不安・ 心配事	□ 各種相談 □ その他 □ 相談相手は □ 相談相手は 世 無 計	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) ( の	イア 口行政 イア 口行政 Fが欲しい) 等 口 (	□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人 ) 療や介護が不足	□その他	)
種類 相談相手 不配事 調査員所	日 各種相談 で その他 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(ロボランテ等 (ロボランテ等 (ロボランテ はいない(相談相当な) ( の	イア 口行政 イア 口行政 手が欲しい) 等 口 4 事 口 仕事が い 口 土地ヤ	□業者 関族・知人 段がない ない	□近所	口親族・知人 近所の人 ) 療や介護が不足	□その他	)

# 地方公共団体の調査票の例③ (岡山県倉敷市)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○記録のポイント:
  - ▶ 見守り連絡員が訪問支援、電話相談の対応をする際に被災者の状況を適切に 把握できるよう、記録のポイントを作成。

#### 記録のポイント

【5W1Hの視点】いつ・どこで・誰に・何を・なぜ・どのように(手段)

#### (1) 訪問時の情報

Ta:電話把握の場合に可能な限り聞き取る内容

(1)訪问時の背機		は、電話だ姪の場合に可能な限り面される	שנות
記録に残すポイント項目	関連項目(※)	補足や具体例など	Tel
訪問日または把握日			
どこで話を聞いたか		仮設住所, センター(面接), 電話, など	
会えた人,話を聞いた人は誰か		氏名,世帯主からみた続柄	Tel
現在の生活で不自由なことはないか		買い物,移動手段,など	TEL
元気か	A1	体調, 食欲, 食欲がない場合は被災前後の体重減少 の有無など	Tel
眠れているか	A6	被災後に,不眠を起こしたり,睡眠薬の使用,アル コールの助けを借りていないか。不安感などに襲われて日常生活に支障を来たすようなことはないか	
必要な医療にかかれているか		上記の体調やメンタル面の不調に対して受診はでき ているか	
治療中の病気はないか		ある場合,被災後もきちんと継続できているか	Tel
恩知症,精神疾患,知的障がい等をもつ方はお られないか		おられる場合,介護保険や障がいサービスは利用できているか(被災後もきちんと継続できているか)	
今後の連絡先(対象世帯員)			
緊急連絡先 (入居者への連絡や安否確認がとれない場合の連絡先)		氏名,対象世帯主との続柄,緊急時に連絡のつく電 話番号 (携帯)	Tel
相談相手の有無	A4	制度の手続きや, 今後の生活等	TEL
親族や地域社会との交流の有無	A2	1人きりで孤立した状態におかれていないか	
市からのお知らせは届いているか			TEL
住まいの再建場所や時期については考えられて いるか	A7		Tel
民生委員への情報提供への同意の確認			TEL
拒否の場合,どのような反応の拒否であったか (発言内容,状況)		(例)・ドアは閉じたまま「結構です」と出てきてもらえなかった ・玄関は開けてもらえたが、「市には頼らない」「もう来なくてよい」と立腹された様子で扉を閉じられた。パジャマのままだった。 ・服装や髪、身だしなみは整えられていた	

※世帯基本情報シート(様式1)の、「聞き取り」「目視等でのチェック」項目



# 地方公共団体の調査票の例④ (愛媛県大洲市)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○フェイスシート:
  - ▶ 個別訪問時に生活支援相談員が持参し、記入。個別訪問の担当者によって、

					刊。 フェイスシー 総合判定 」 を更新
大洲市地域:	支え合いセンター フェ	ニイスシート No.2	整理番号		入者 新日
住まいの意向	□ 元土地に新築 □ 元家の修繕 □ 福祉施設入居	□ 別土地に新築 □ 災害公営住宅希望 □ その他 (	<ul><li>対築建売の購</li><li>□ 民間賃貸</li></ul>		住宅の購入・親族と同居 )
進捗状況	□ 再建完了 □ 再建に向けて具体的な行 □ 不明	□ 完了見込みと判断で 行動がある □ その他 (	きる(契約終了)	的な行動がない	)
健康面	□ 不安なし (ありの場合)具体的に	一不安あり			
受診	□ 未受診 □ 不定期	B受診 □ 定期受診	(具体的に)		
家族・近隣と の関わり	□ 関わりなし □ 不定期	まり □ 定期的あり	(具体的に)		
家庭内状況	□ 不和 □ 口論·暴 □ その他 (	言 □ 遠慮・萎縮	□ 虐待(疑い含	む)   □ 問題なし	)
日常生活面 での支障	□ 支障なし (ありの場合)具体的に	□ 支障あり			
その他					
センター判定	□ つなぎに緊急を要する □ 見守り継続	□ センター内で その他 (	つなぎ先を相談	□ 再度状》	兄の聞き取りが必要 )
	住まいの再建	□А □В	С	□ D	
総合判定	健康・日常生活面	□А □В	С	□ D	
AND ET TIME	フォロー要否	□ フォロー不要 訪問 目安	□ フォロー必要	)機関(	

# 地方公共団体の調査票の例 ⑤ (佐賀県大町町)

- ○災害名:令和元年8月豪雨、令和3年8月の大雨
- ○アンケート調査票(2021年9月罹災証明書発行時に活用):
  - このアンケート調査票をもとに、被災者台帳の情報を整備するとともに、各 支援拠点での情報共有に活用。



被災状況 ※複数選択可	<ul><li>□ 床上浸水(浸水高:約 cm)</li><li>□ 土砂がある</li><li>□ 床下が端れている</li><li>□ 床、壁が濡れている</li><li>□ 悪臭がする</li><li>□ よく分からない</li><li>□ その他(</li><li>)</li></ul>
2年前の被害状況 ※複数選択可	□ 2年前も今年もほぼ同じ □ 2年前は床下浸水だった □ 2年前は床上浸水だった (浸水高:約 cm) □ 2年前は被害なし
被災後の片付け	□ 自分や家族、知人等で片付け・清掃を行い、完了した □ 災害ホランティアセンターへ依頼ルで、佐衛内容:
ライフライン等の 復旧状況 ※複数選択可	□ すべて復旧している □ 復旧がまだのものがある →□ 電気 □ ガス □ 水道 □ 電話 □ インターネット □ キッチン □ お風呂 □ 給湯機 □ トイレ □ 洗濯機 □ 冷蔵庫 □ 電子レンジ □ エアコン □ その他 ( )
後の生活再建に	TUC
今後の住まい予定	□ 自宅 ( 1 階 ・ 2 階以上 ) □ 公営住宅 □ みなし仮設 □ 親戚宅 □ その他 ( )
自宅の再建予定	□ 家財の搬出と清掃のみで修繕はしない □ 修繕を検討 □ 解体を検討 □ アルモン   解析を検討 □ アルー・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・
現在の生活環境と	:健康面について
既往歷·治療中	□ 特になし □ 持病がある (誰が: ) - 稿血圧 □ なし □ あり (誰が: ) - 糖尿病 □ なし □ あり (誰が: )
受診の状況	□ 受診する必要がない □ 問題な受診できている(维が: ) →病院名: ) □ 受診できていない/困難がある(維が: ) →理由: □ 病院がやっていない □ 移動手段がない □ 行く時間がない □ 行く気が起きない □ その他 ( )
内服の状況	□ 薬を服用していない □ 問題な(服用できている (誰が: ) □ 服用できていない/ 国難がある (誰が: ) □ 服用できていない/ 国難がある (誰が: ) ○ 一 服用できていない/ 国 薄局がやっていない □ 移動手段がない □ 行く時間がない □ 行く気が起きない □ その他 ( )

ど害後の健康状態	□ 変化なし □ 疲労がたまっている □ 日常生活に支障が生じている □ その他(
精神面	□ 変化なし □ 気持ちが落ち込む □ 不安感が強い □ 気分が高揚している □ その他 ( )
睡眠	□ 変化なし □ 眠れない □ 何度も目が覚める □ 常に眠い □ その他(
食欲	□ 変化なし □ 増えた □ 減った <b>食事量</b> □ 変化なし □ 増えた □ 減った
食事内容	□ 変化なし     ▶現在の内容     □ 自炊している     □ インスタント食品が中心     □ スーパー等のお惣菜を購入している       □ 安化した     □ 外食が多い     □ その他(
<b>洞理・食事の環境</b>	□ 問題ない         □ かセットコンロを使用している         □ 食事を準備できる環境がない           □ 食事を準備する時間がない         □ 食事を準備する体力がない         □ やる気が起きない         □ その他(         )
車·移動手段	□ 自家用車 □ 親戚等の送迎 □ 車両は元々保持していない □ その他主な移動手段(
今後の出費	□ 閉題ない         □ 家屋の修繕         □ 車の購入         □ ローンが残っている           □ 保険や制度を活用する予定         □ 家屋・家電・日用品等の購入         □ 学用品の購入           □ どうしたらいいか分からない         □ その他(         )
保険加入状況	□ 加入していない □ 地震・水害保険に加入している □ 地震保険のみ加入している □ 水害保険のみ加入している
の他 今後の生活の再発	に向けて、お困りごとや不安などがあればご自由にお書きください。

アンケートは以上です。ご協力いただきありがうございました。 ご回答いただいたご意見・ご質問については、必要に応じて詳細の確認のためご連絡または、お伺いさせていただく場合がございます。 よりよい生活再建に繋げていため、連絡先を教えてください。

氏名:

連絡先(携帯または自宅): (ご都合の悪い時間帯:



# ポスティング用の調査票の例 (愛媛県大洲市)

○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

※アンケート調査は、差し支えない範囲でご記入ください。

3675

#### あなたの世帯についてお伺いします。

問 1 世帯主の氏名、現在のお住まい、連絡先についてご記入ください。また、当てはまる性別に〇印をご記入ください。

世帯主名		性別	男	女
記入者名				
被災住所	大洲 市			
現住所	市・郡			
電話番号	_	_		

問2 現在のご家族の人数は何人ですか。記入者を含む家族全員の人数をご記入ください。

	未就学児	人
<b>\$</b> #4.5	小中学生	人
家族全員	15歳~64歳	人
人	65~74歳	人
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	75歳以上	人
	障がい(疑い含む)のある方	人

#### 水害後のお困りごとについてお伺いします。

問3 何か水害後のことで不安に感じている事はありますか?

ある ない

問4 問3で「ある」と答えた方にお聞きします。困りごとや悩みごとについて、大洲市 地域支え合いセンターへの相談を希望しますか?どちらか当てはまるもの一つに 〇印をご記入ください。ご希望の場合は、相談員が訪問又はご連絡させて頂きます。

希望する 希望しない

#### これからのお住まいについてお伺いします。

問5 住まいの再建の状況について伺います。当てはまるもの一つに〇印をご記入ください。

完了(転居を含む) 完了だが不十分 修繕・建設中 未着手

2枚目に続きます

)

- 問6 問5で「完了だが不十分」「未着手」と答えた方にお聞きします。住まいの見通し がたたない理由として当てはまるもの全てにO印をご記入ください。
  - 1. 修繕業者が見つからない
- 2. 修繕目途が決まっていない
- 3. 資金繰りに悩んでいる
- 4. 家族間で話がまとまらない
- 5. 希望に合う物件・土地が見つからない 6. 考える余裕がない

7. その他(

#### 生活・健康面についてお伺いします。

問7 体調面で気になっていることはありますか?当てはまるもの一つに〇印をご記入 ください。「ある」と答えた方は、具体的な内容をカッコ内にご記入ください。

ある

「ある」と答えた方(具体例:不眠・食欲低下・精神的不安など)

ない

(

問8 問7で「ある」と答えた方にお聞きします。そのことについて、通院等はされてい ますか?どちらか当てはまるもの一つに〇印をご記入ください。

はい いいえ

- 問9 被災により世帯全体の収入に変化がありましたか。当てはまるもの一つに〇印をご 記入ください。
  - 1. 大きく減っている
- 2. 少し減っている

3. 変わらない

4. 増えている

5. その他(

6. 答えたくない

気になっていること・悩んでいること、行政や地域支え合いセンターへご意見ご要望等 がありましたら、ご自由にご記入ください。

)

ご協力ありがとうございました。 このアンケート用紙を同封の返信用封筒に入れて、ご返送ください。





# 地方公共団体の不在連絡票の例①(大分県津久見市)

○災害名:平成29年台風第18号

# ご不在連絡票

様

津久見市社会福祉協議会・災害ボランティアセンターから、この度の台風 18 号に関する被害の状況等について、ボランティア活動を行ったお宅を訪問しております。

本日、お伺いいたしましたが、ご不在でしたので、 後日改めてご訪問させていただきます。

お手数をおかけしますが、よろしければ調査期間中でご都合の良い日時をご連絡いただけたら幸いです。

調査期間:10月12日(木)~10月22日(日)

津久見市社会福祉協議会 津久見市災害ボランティアセンター

否

訪問日時:平成29年10月 日、 時 分ごろ訪問しました

訪問スタッフ氏名:

# 地方公共団体の不在連絡票の例②(宮城県仙台市)

○災害名:東日本大震災(平成23年)

平成26年 月 日

応急仮設住宅にお住まいの皆様へ

仙台市長 奥山 恵美子 ( 公 印 省 略 )

住まいの再建に関する訪問相談について

日頃より本市の行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本市では応急仮設住宅に入居しているすべての皆様を対象に、今後の住まいの 再建に向けた方針や検討状況、現在の生活状況などについてお話をお聞きし、必要な 支援情報を提供させていただくための戸別訪問を実施しております。

これまでにも何度か電話または訪問をさせていただいておりますが、電話番号の 未登録や不通、不在等により連絡が取れない状況が続いております。本戸別訪問の趣旨 をご理解いただき、恐縮ではありますが、下記【問い合わせ先】までご連絡ください ますよう、よろしくお願い申しあげます。

また、今後も訪問に向けたお電話および直接の訪問を継続させていただきますので、 ご了承願います。

なお、お忙しく訪問相談の時間が取れない方につきましては、電話聞取りにて対応 させていただくことも可能ですので、お電話の際に申し付けください。

【 問い合わせ先 】

### d) アセスメントの実施

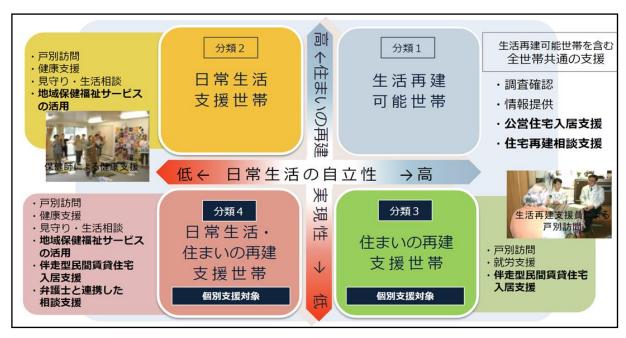
# 基本的考え方・取組

- 訪問等により取得した情報を基に、個々の被災者についてアセスメントを実施 する。
- アセスメントは、アウトリーチにより集約した被災者の状況を、住まいの再建 にあたっての支援の必要性と日常生活の自立にあたっての支援の必要性の 2 つの軸で評価する場合が多い。
- アセスメントの結果に基づき、自立・生活再建にあたっての継続的に寄りそった支援の必要性や、継続的な支援が必要な場合の今後の見守り・相談等の実施頻度を判断するほか、ケース会議での議論のたたき台として活用する。

### 【実施にあたってのポイント・留意点】

①アセスメントについて、仙台市では東日本大震災からの自立・生活再建支援にあたって、被災世帯が抱える課題を「住まいの再建の実現性」と「日常生活の自立性」の2つの軸により評価し、支援対象世帯を4つに分類することで、見守り・相談等の実施頻度や必要な支援の検討の基礎としている。この手法は平成30年西日本豪雨において被害を受けた岡山県倉敷市や愛媛県大洲市でも活用されている。

以下はこの2軸・4分類で整理を行う方法に従うアセスメントの手法である。なお、この手法はあくまで例示であり、参考としつつも地域の実情に応じて適切なものを検討されたい。



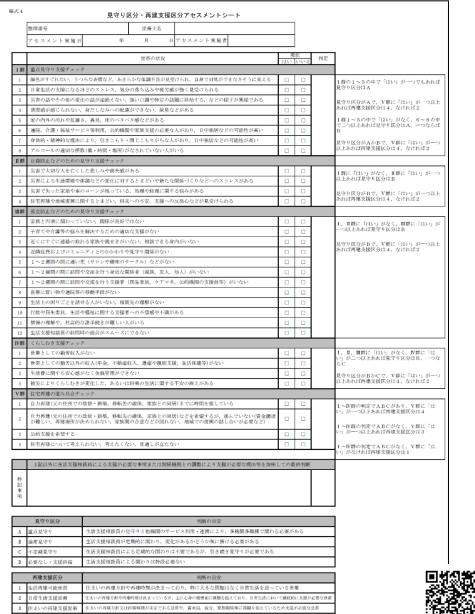
出典:仙台市提供資料

分類1:生活再建可能世帯	・住まいの再建方針や再建時期が決まっており、日
	常生活において特に大きな問題が見られない世帯
分類 2:日常生活支援世帯	・住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、
	健康面に課題を抱えているため、日常生活におい
	て継続的な支援が必要な世帯
分類3:住まいの再建支援	・住まいの再建方針が未定である世帯や、資金面、就
世帯	労、家族関係などに課題を抱えているため、定期的
	(月1回程度)な個別訪問や支援が必要な世帯
分類4:日常生活・住まい	・住まいの再建に関して課題を抱えているだけでな
の再建支援世帯	く、日常生活においても、健康面、生活資金、就労、
	家族間トラブル等を抱えているため、定期的(月 1
	回程度)な個別訪問や支援が必要な世帯

②「住まいの再建の実現性」と「日常生活の自立性」の評価軸で、アウトリーチにより得られた情報を基に評価を行い、分類を決定する。評価の実施にあたっては、地方公共団体ごとに地域の実情に応じた方法で判定基準を設定することが必要である。訪問等を行った福祉関係者等の経験に基づく判断により評価を行う場合も想定される一方、客観的な指標により評価を行う場合も考えられる。例えば、チェックリストの活用により判定を行っている長野市や坂町の地域支え合いセンターの例などが参考となる。また、より精緻に分類を行う場合は、コラムに掲載しているダイバーシティ研究所の例などが参考となる。

# チェックリストによる分類の例 (広島県坂町)

- ○災害名:平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- ○取組内容:
  - ▶ 坂町の地域支え合いセンターが実施したアウトリーチでは、「はい」と「いいえ」のチェックを行うだけで、見守り区分と再建支援区分を決定できるアセスメントシートを利用している。





### コラム9: アセスメント手法の例

- 「住まいの再建の実現性」、「日常生活の自立性」の評価軸からさらに要素を分解し、より精緻にスコアリングを行うことも可能である。平成30年7月豪雨での広島県坂町の調査を実施した一般財団法人ダイバーシティ研究所では、「住まいの再建の実現性」、「日常生活の自立性」の評価軸からさらに分解して判定要素とスコアを設定している。
- ダイバーシティ研究所の例では下記の表のように2つの評価軸で A から G までの項目にわけ、それぞれの項目について重みづけを行っている。なおダイバーシティ研究所は0を最大とし減点方式でスコアを設定している。

ーンティ研	究所はOを最大とし減点万式で人コアを設定している。
評価軸	判定要素
住まいの 再建実現性	〈住まいの方針に関する事項〉 A 住まいの再建方針・再建時期の不安定さ →家屋の被害状況や建替補修の意向、現在の居所と今後の見通し等について、0~-34ポイントで評価 〈金銭や就労に関する事項〉 B 金銭的な困窮度 →日常生活や生活再建、住宅再建における金銭に関する不安や困窮、困難について、0~-12ポイントで評価 C 就労支援の必要度 →求職状況や就労希望について、0~-3ポイントで評価
日常生活 の自立性	<ul> <li>〈健康に関する事項〉</li> <li>D 健康面での不安要素</li> <li>→医療機器等の利用状況や発災後の体調、食事や通院・治療、服薬等の状況について、0~-19 ポイントで評価</li> <li>E 介護等の再構築、継続の必要度</li> <li>→日常的な介護の必要度、被災による必要性の増加等の状況について、0~-14 ポイントで評価</li> <li>〈生活に関する事項〉</li> <li>F コミュニティに関する不安要素</li> <li>→被災によるコミュニティからの分離や再編、人間関係等に関する状況について、0~-8 ポイントで評価</li> <li>G 生活困難、支援者の不在</li> <li>→日常生活の困窮や困難、支援者の有無について 0~-25 ポイントで評価</li> </ul>

● この評価ポイントを集計した結果を用い、下記の基準で評価ポイントの累計と 特定項目の該当性により判定を行っている。

	住まいの再建実現性	日常生活自立性
1	評価ポイントの累計が – 9ポイン	評価ポイントの累計が – 9 ポイン
評価ポイントの累計	トを下回る場合「住まいの再建実	トを下回る場合「日常生活の自立
による判定	現性が低い」	性が低い」
2	一定程度の住宅被害があり、金銭 不安が大きいと推定される場合、 「住まいの再建実現性が低い」と 判定する。	被災後の日常生活を送る上で、不 安要素が非常に大きいと考えられ る場合、「日常生活自立性が低い」 と判定する。
特記事項による判定		
	<条件> 罹災証明書の大規模半壊以上の世 帯で、次の条件に該当する。	<条件> 健康面や生活の維持やコミュニティとの関係に課題があると思われ

# コラム9: アセスメント手法の例

### ア) 高齢者のみ世帯

・就労による収入がない

### イ) ア)以外の世帯

- ・求職している
- ・仕事がない
- ・持ち家で住宅ローンがある
- ・再建費用や生活費用が足りない

#### る世帯。

### ア) 要配慮者がいる世帯

・調査員所見において「見 守りの必要性が高い」と 判断

#### イ) 高齢者のみ世帯

- ・今後の居住について考えられない
- ・食事に困難あり
- ・買い物に困難あり
- ・情報の入手が不十分
- この判定手法を用いた場合の評価の結果の例は、以下のとおりである。
- このようなスコアリングを行うことで、4類型での分類のみならず、類型内における被災者の位置を確認できるため、よりきめ細やかな支援を実施するための材料となる。

### <評価結果の例>

			<b>〜計価売を277</b>	עי/	
		A	B	©	<b>D</b>
世帯の状況		乳帯労の損は安らえ悪安 がは我。はかだ不出天も るに家一補が安を候が というの転。それ の転のとにない でである。 でである。	自宅は大規模半壊 で家屋の複数箇所 に被害があるが再 サしているが足りない。 家族に要配慮者は おらず、健康状態 は良好。	老しは生能にプめにり化は活不ッは 夫夫部だを制が、不、あ心用足ト不 に介壊。修いAに関いるでは、 二介環。修いAにのし容災調さるず 人護。修いAにのし容災調さるず をいるしのし容災調さるず をいるででして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでして をいるがでいる。 をいるがでいるが、 をいるがでいるが、 といるが、 とい。 といるが、 といる といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 とい。 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるを といるが、 といるが、 といる といる と、 といる と、 といる と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	70 は、
住まいの再建	住まい の方針 に関す る評価	一部損壊(-2)	大規模半壊(-4) 再建費用不足 (-1) 複数箇所被害 (-2) 見通し不安(-1)	一部損壊(-2)	大規模半壊(-4) 複数箇所被害 (-2) 見通し不安(-1)
建実現性	金銭や 就労に 関する 評価	評価ポイントなし	再建費用不足(-1)	年金生活(-1)	年金生活(-1) 仮設住宅入居 (-2)

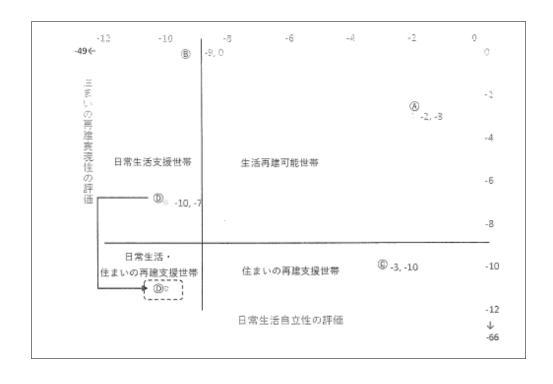
発災直後~避難所運営段階

避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階

応急仮設住宅供与段階以降

# コラム9: アセスメント手法の例

日常生	健康に 関する 評価	乳幼児がいる世帯 (-1) 子どもが不安 (-1)	評価ポイントなし	高齢者がいる世帯 (-1) 要介護(-1) 食事に変化(-1) 心身不調(-2)	高齢者がいる世帯 (-1) 要介護 (-1) 心身不調 (-2)
活自立性	生活に関する評価	町外転出(-1)	評価ポイントなし	高齢者のみ世帯(- 1) 移動制限(-1) 買い物困難(-1) 生活用品不足 (-1) 情報不足(-1)	高齢者のみ世帯 (- 1) コミュニティ分離 (-1) 情報不足 (-1)
	まいの再 実現性の 評価	-2	-9	-3	-10
	常生活自 生の評価	-3	0	-10	-7 特記事項判定
世	世帯判定 生活再建可能世帯		住まいの再建支援 世帯	日常生活支援世帯	日常生活・住まい の再建支援世帯



### (5) 災害ケースマネジメント情報連携会議の実施

# 基本的考え方・取組

- 被災者の支援の全体状況について共有するため、市町村の関係部局の職員、地域支え合いセンター等の支援拠点の職員、関係機関等で、情報共有を行う災害 ケースマネジメント情報連携会議を開催する。
- ●避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階における災害ケースマネジメント情報連携会議では、災害ケースマネジメントの全体の進捗状況の把握を行うとともに、被災者の個別訪問の状況やケース会議の開催状況等について共有することが想定される。

- ①発災直後〜避難所運営段階においては、情報連携会議は必要に応じて実施すればよいが、避難所閉所検討〜応急仮設住宅供与段階以降の被災者の自立・生活再建支援に主眼が移っていく段階では、定期的に情報連携会議を開催し、関係者の連携体制の強化を図ることが望ましい。
- ②情報連携会議は、災害ケースマネジメントに連携して取り組む、行政や NPO、弁護士会、建築士会等の士業団体等が全体の状況を共有するための場であり、個人の支援方策等の検討については、より参加者を限定したケース会議で実施する。このため、情報連携会議では個人情報を取り扱うことは想定されない。
- ③情報連携会議の内容として想定される例は、以下のとおり。
  - ▶ 避難所の被災者、在宅避難者の状況 等(健康相談等の状況 等)
  - ▶ 災害ボランティアセンター、地域支え合いセンター等の支援拠点の状況
  - ▶被災者の状況について調査を行っている段階の場合、その進捗状況
  - ▶インフラの復旧・復興に関する状況や今後の整備の見通し等
  - ▶ 今後の災害ケースマネジメントの実施方針、スケジュール等
- ④この段階では、避難所で生活する避災者の数も減ってきていることが想定されるが、避難所で引き続き生活を送る被災者は、なんらかの課題を抱えていると考えられる。被災者の抱える大まかな課題について情報連携会議で認識を共有しておく。

### (6) 災害ケースマネジメントケース会議の実施

# 基本的考え方・取組

- アセスメントの結果等を踏まえ、継続的な支援が必要とされた個々の被災者について、アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。
- ケース会議は主に下記の事項を議題とする。
  - ▶ケース会議の対象とする被災者に関する情報の共有
  - ▶被災者の自立・生活再建にあたっての課題の抽出・整理
  - ▶ 支援方策の決定・順位付け
  - ▶被災者の課題解決に向けた長期・短期の目標や達成時期の目安設定
  - ▶ 被災者支援に係る役割分担の確認

- ①ケース会議の構成員は、地方公共団体の災害対応、福祉、就労、教育、住宅等関係部局の職員に加え、社会福祉協議会、NPO、民生委員、社会福祉士等福祉関連業務従事者、弁護士、建築士、司法書士等の士業関係者等が想定される。
- ②なお、被災者が必要とする支援は、自立・生活再建の段階によって異なることが 想定されるため、ケース会議の構成員についても段階に応じて適宜見直していく ことが想定される。例えば、この段階であれば、弁護士や建築士、平時の福祉サ ービス提供者、ファイナンシャルプランナー等、平時の生活に戻っていくための 支援へのニーズが高くなると考えられる。
- ③ケース会議は、個人情報保護の観点からも委託先等にまかせきりにせず、市町村が関与して実施することが望ましい。
- ④ケース会議の運営を委託している場合であっても、市町村が構成員の選定や支援 関係機関、関係者の調整・連携、個人情報の管理等、他の災害ケースマネジメントの取組と比較してより主導的に関与することが望ましい。また、委託契約において特に個人情報に係る守秘義務に注意する。
- ⑤社会福祉法の重層的支援体制整備事業による支援会議や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議が設置されている市町村においては、特に福祉による支援が重要となる被災者の支援方策の検討にあたって支援会議を活用することも検討する。具体的な支援会議の活用方法については第10章参照。
- ⑥ケース会議で支援を検討する際には、その後の課題の発生まで見据える必要がある。長期的な視点で被災者の自立・生活再建を支援することが重要であり、数年後に生活困窮に陥る可能性がないか等についても考慮することが望ましい。
- ⑦ケース会議の実施にあたっては、会議の円滑な進行の観点から、ファシリテーターの活用やファシリテーションに係る研修について実施することが望ましい。
- ®アウトリーチにより得られた情報のほか、平時の福祉サービスの提供のために福祉関係者が有している情報を活用することでより効率的・効果的な支援につなげることができる。ただし、平時の福祉サービスの提供の際に個人情報を災害時に活用することを利用目的として明示していない場合は、ケース会議で情報の提供

を行うことについて本人の同意を得る等が必要となるため注意が必要である。個 人情報の取扱については第5章参照。

### (7) 支援記録の作成

# 基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントの実施にあたっては、被災者ごとに支援記録を作成し、相談時の状況、ケース会議で決定した支援方策等を記載する。
- 支援記録の記載事項として想定される主な項目は以下のとおり。
  - ≽被災者の氏名、住所、電話番号。
  - ▶世帯状況(家族構成、健康状態、就労の状況 等)
  - ▶住家の状況
  - ▶ 訪問時の聞き取りの内容
  - ▶ 自立・生活再建の方向性に係る本人の希望
  - > 被災者の抱える課題
  - ▶ケース会議で決定した支援方策
  - ▶支援の経過
  - > その他、地域の状況に応じた事項

- ①支援記録の作成にあたっては、災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳の活用が可能である。被災者台帳には、次の一~七までを記載することとされているほか、台帳の作成にあたって市町村内で有している個人情報の目的外利用や当該台帳情報の市町村内での利用、他の地方公共団体への提供等を行うことができることとしており、地方公共団体の実情に応じて活用されたい。なお、支援記録の作成にあたってのデジタル技術の活用については第11章参照。
  - ◎被災者台帳の記載事項
    - 一 氏名
    - 二 生年月日
    - 三 性別
    - 四 住所又は居所
    - 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
    - 六 援護の実施の状況
    - 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ②避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている被災者の情報や災害ケースマネジメントケース会議でその構成員から共有された平時の福祉サービスの利用状況等の情報についてもこの支援記録を活用して集約することで、平時の利用サービスも含め、被災者の状況を一元的に把握することができ、効率的な被災者支援につなげることができる。その際、個々の個人情報の取扱にも注意すること。

# 支援記録の作成例① (宮城県仙台市)

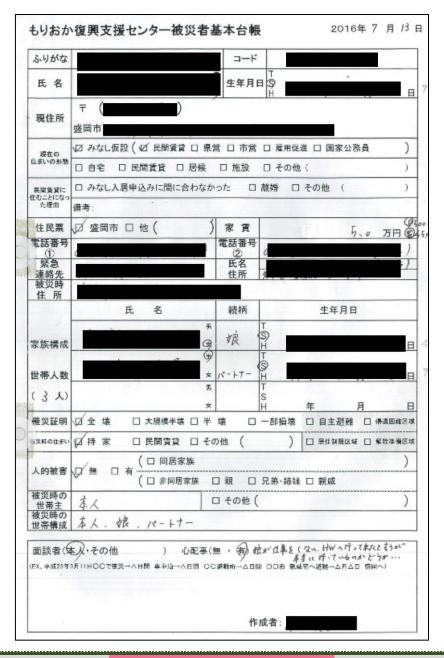
- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
- ○個別支援シート:
  - ▶ 個別訪問等での聞き取り内容や各種支援情報を集約し、関係者のワーキング グループでの情報共有や支援方針の検討を行うためのツールとして活用。

連番	個別支援シート	出力日	H31.08.28
反設契約番号 Z10000	分類 3 退去日 2019/08/31		
1. 基本情報		ジェノグラム(家族	構成)
カナ氏名 せンダイタロウ 漢字氏名 仙台太郎 電話番号	性別 男 生年月日 S25.01.01 年齢 69		
現況住所 仙台市青葉区〇〇都	MANUFACTURE OF THE STATE OF THE		
住居種別仮設民賃	仮設終期 延長種別		
震災住所 仙台市宮城野区〇〇	)番地		
震災前住居種別 持家戸建	り災判定 大規模半壊		
解体状況 未解体	再建方針 市内_現地修繕		
生活保護 1 移転	対象区分		
世帯状況			
力ナ氏名 性別	生年月日 仮設退去日		
漢字氏名 続柄	年齡    異動事由		
センダイ ハナコ 女仙台 花子配偶者	\$26.01.01 68		
センダイ ジロウ	S55.01.01		
INTERNATION 1			
親族情報			_
	続柄 続柄		_
キーパーソン 氏名			٦
キーパーソン 氏名 1 住所			_
1			<u> </u>
1 住所 連絡先 ニーパーソン 氏名	続柄		
1 住所 連絡先	続柄		
1 住所 連絡先 ニーパーソン 氏名	続柄 [		

<b>、共団体</b>	の取組	事例			
仮設契約番号 2	Z10000 4	<b>)</b> 類	3 退去日 201	9/08/31	
			3 返五日 201	9/08/31	
2. 訪問調査等で再建に向けた		· <del>汉</del> 汉			
	住宅を補修して任	きみたい 子	:復興公営住宅		
支援者から見 家族の間で再	た課題 建方針の相談を	できていな	い様子		
課題解決に向	けて関わりのあ	る支援機関	及び支援状況		
	健康課題	生活資金 地域環境			
3. 支援方針					
支援方針					
留意点					
支援の役割を	· 分担等				
14/047 15					
WG経過					
		A siere	N + C - 004	(00 (04	
仮設契約番号 Z		3 ( ) ( ) ( )	3 退去日 201	9/08/31	
4. 訪問時の聞き接触要因	確認日	7年到十七	住まいの再建聞き	File Lich six	健康聞き取り内容
	ME 883 □ H26.08.27	訪問		復興公営住宅で	
			の再建を希望 世帯主は〇〇で記 は無職。		中
H27年度訪問	H27.05.25	来庁	主対応。自宅を修 希望している。 息子と意見が合わ		通院継続中。
			150 1 C/60 50 10 41		
5. 支援経過					
まちづくり推進課					
家庭健康課					
障害高齢課					
	支援内容 隨害高齢課に来	所 制度に	ついての問い合わ	入力課	入力者
1120.12.03	一一日日田田田				
保護課					
その他支援機関					
被災者生活支援					
	支援内容			入力課	入力者
H29.05.06	本人より復興公 合わせあり。手	宮住宅の申 続きを案内し	し込みについて問 <sub>ンた。</sub>	\ <u></u>	
社会福祉協議会					
社会福祉協議会					

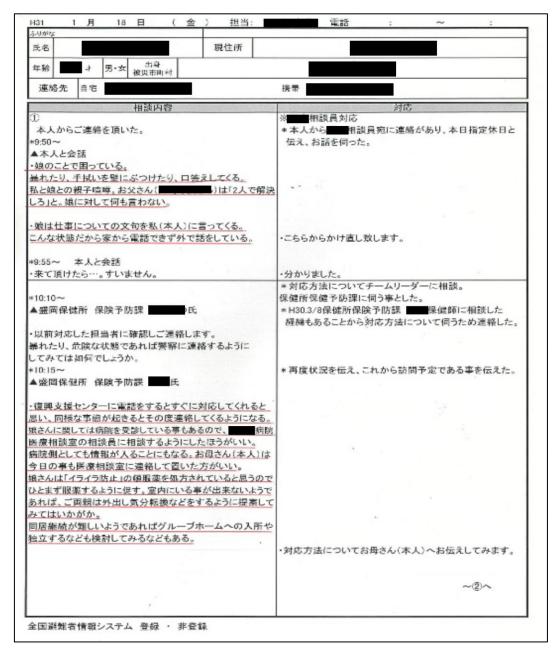
# 支援記録の作成例② (岩手県盛岡市)

- ○災害名:東日本大震災(平成23年)
- ○もりおか復興支援センター被災者基本台帳:
  - ▶ 平成23年7月、盛岡市内において賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の運用に伴い、もりおか復興支援センター(広域避難者を対象とした支援拠点)が開設されて以降、センターに登録した世帯の支援記録として、表計算ソフトを利用し、被災世帯別の台帳「もりおか復興支援センター被災者基本台帳」を作成した。



### ○支援記録カルテ:

▶ その後、「もりおか復興支援センター被災者基本台帳」に改良を加えるとともに、支援・聞き取り記録を「支援記録カルテ」として分離。「支援記録カルテ」は、センター職員による個別訪問後または窓口・電話等での相談を受けた後に、その内容を記録したものであり、紙出力の状態で保存した。また、集計用・分析用に表計算ソフトを利用し作成していた被災者情報一覧データの項目等は、その後岩手県に提供し「被災者情報システム」として活用されることとなった。



# 支援記録の作成例③ (岩手県岩泉町)

- ○災害名: 平成 28 年台風第 10 号
- ○生活支援シート(被災者台帳):
  - ▶ 生活支援員の聞き取りにバラツキが出ないようにするために活用。生活状況 や Activities of Daily Living (ADL) の把握を優先事項としている。

		生	活支	援シ	ート	(#:	帯の	基本	情幸	굿)		
地区					行政区				ł	出当		
lubs 878	III im						b. ## 4					
	状況 番号				避難区	り災証明番号 分 初回面接日						
	作主			(	性別・		年月	日生)	_	裁業	135 1-1	
21 444	場所住所								連絡	4:0		
現在	の居住形態								連絡	先②		
再建	方法		再建	完了				仮設i	是去状	沈		
家族構成	② ★☆☆☆ (*********************************											
			生活再	津に向け	た各種支	援	申請状況	及び組	<b>E</b> 済状	況		
基	基礎支援金 応急修理 義援金			授金		加算支护	金金	町独	支白	授金	半壊支援金	
					4 3 0 0							
	調査日	現在の	生活	<b>今後</b>	生活環 の生活	砂糖	周金 暖房		毛	術・有	ildi	食事
入浴 トイレ 収入				汉入		固定電	話	#	特電	話	ぴーちゃん	



### ○訪問記録:

▶異なる生活支援相談員が訪問しても、進捗状況の把握が出来るように訪問記録を時系列で残すように配慮している。

### 訪 問 記 録

P 11	主 訴 進捗状況 0	
AM PM		
応対者の続柄		
相談員名		
日 付	主訴	
AM PM		
eterate la the consent hard	-	
応対者の続柄		
相談員名		
日 付	主蒜	
н п	T 101	_
Department Street Spring		
AM PM		
応対者の続柄		
7 <b>0</b> 77 11 3 470117		
相談員名		
口付	· 訴 進捗状況	
AM PM		
AM PM		
応対者の続柄		
相談員名		
和欧貝石		
日付	主訴	
AM PM		
応対者の続柄		
相談員名		
INVECT		



### (8) 課題に応じた支援へのつなぎ・支援の実施

# 基本的考え方・取組

- 災害ケースマネジメントケース会議等により、支援方針が決定している場合 は、適切な支援手段へのつなぎを実施する。
- 4.2 (4) のアウトリーチ等により得た情報が、もっぱら支援が必要な被災者を把握するためのものである場合など、支援方針を決定する観点からより詳細な情報が必要な場合は、支援が必要と判断した被災者に対し再度のアウトリーチを行う。②参照。
- 「つなぎ」とは、単につなぎ先を紹介するだけではなく、必要に応じてつなぎ 先まで同行し、そこでのアドバイスや意見を踏まえて被災者とともに今後の対 応を検討することまで含むものである。
- 被災者の利用できる支援メニューは付属資料 2 に整理しているので参照されたい。
- 避難所で生活する被災者が、課題を抱えている場合、避難所から次の生活の場への移転にあたって保健師や福祉関係者による支援を行うことも想定される。③参照。
- 仮設住宅の供与に関し、賃貸型の仮設の入居においては、高齢者、障害者、生活困窮者など配慮が必要な者に対して特に留意が必要である。

### 【実施にあたってのポイント・留意点】

① 主なつなぎ先と専門的な支援の内容は以下のとおり。

連携先	有する専門性
社会福祉協議会	自治会・町内会等の地縁組織と日頃の事業・活動を通じてつながりを持っており、
	地域との幅広いネットワークを有するほか、地域に福祉サービスを提供している
	場合もありつなぎ先としても想定される。
地域包括支援	高齢者の総合的な支援を実施するための拠点であり、被災者が高齢者の場合に介
センター	護、介護予防、保健医療、生活支援等について相談する際の連携先として想定さ
	れる。
社会福祉法人・	特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の社会福祉事業を行っており、災害時に
社会福祉施設	は定員を超過しての高齢者や障害者の受け入れや、福祉避難所の開設・運営など
	福祉サービスによる支援が必要な被災者の支援が想定される。
ケアマネジャー	要介護者や要支援者に対し、訪問介護やデイサービス等のサービスに係るケアプ
	ランの作成等を実施しており、要介護者や要支援者の自立的な生活に必要な支援
	に関する知識と技術を有している。被災者が要介護者や要支援者である場合の連
	携先として想定される。
相談支援専門員	障害福祉サービスなどの利用計画の作成、日常生活や社会生活を営む上での諸般
	の相談支援を実施しており、障害のある者の自立した生活の支援に関する知識と
	技術を有している。被災者が障害のある者である場合の連携先として想定され
	る。
生活困窮者自立	生活困窮者の生活の困りごとや不安について、支援員が相談を受けて、支援の方
相談支援機関	向性を相談者と一緒に検討、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立
	に向けた支援を実施しており、被災者が生活困窮者である場合の連携先として想
	定される。
居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定。
	住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や見守りなど要配慮
	者への生活支援を行っており、入居支援の観点から連携先として想定される。
法律関係	法律知識を基に、法的な課題に関する各種相談に応じる。契約関係、債務整理、

発災直後~避難所運営段階

避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階

応急仮設住宅供与段階以降

連携先	有する専門性
(弁護士・司法 書士等)	登記等権利義務関係等の場面や、各種支援制度の利用についての整理、助言の場面での支援が想定される。また、法テラスの法律相談は、政令で指定された災害の場合には資力要件なしに無料法律相談を受けられる場合がある(該当しない災害の場合は収入や資産(預貯金・不動産等)が一定額以下である者が対象。)。
ファイナンシャ ルプランナー	資産に関する専門性を有しており、税の減免等の各種制度の情報提供や相談、すまいの再建にあたっての資金繰りの相談等での連携先として想定される。
建築士	住宅が被害を受けた場合において、危険度の判定、損壊の程度の判定、修繕の可能性の判断等での連携先として想定される。
不動産関係(宅 建業者、不動産 鑑定士、土地家 屋調査士、大家 等の団体等)	不動産流通業者において被災者に対する賃貸住宅等の斡旋の協力や土地の売買、不動産の評価等での連携先として想定される。
建設関係 (地域の工務 店、UR 等)	住宅の応急的な修理や再建等の場面での支援が想定される。また、UR は、被災者向け UR 賃貸住宅の提供や建設型応急仮設住宅建設支援等を実施している。
NPO 等	それぞれの団体が支援の対象としている生活困窮者や外国人等と日頃の事業・活動を通じてつながりを持っており、それぞれの対象者に対する専門性や抱える課題についても詳しい。また、災害時の被災者支援を専門とする NPO もあり、公的な支援との連携により隙間ない被災者支援に資する。

②4.2(4)のとおり、アウトリーチにより被災者の状況を把握し、アセスメントを行うことで、支援が必要な被災者の把握ができる。他方で、支援の実施にあたっては被災者のより詳細な情報が必要と考えられる場合は、4.3の記載を参考に再度支援が必要な被災者にアウトリーチを行った上で、災害ケースマネジメントケース会議を実施し、支援方針を検討し、支援を行う。

特に調査対象者が多い災害の場合は、まずはスクリーニングを行い、支援が必要な被災者を特定した上で、当該被災者に対して改めてアウトリーチを行うことで必要な情報を把握することが効率的であると考えられる。

③ 避難所の閉所に向けて、避難所で生活する被災者が福祉等の課題を抱えている場合、平時の制度利用の有無を確認し、制度を利用している場合は、当該制度の担当部局から、声がけなどを行うといった支援が必要な場合がある。その際、避難所運営の補助等を行っている民間の支援団体等とも連携し、被災者と丁寧なコミュニケーションをとるほか、必要な被災者支援手続きの補助等を併せて行うと効果的であると考えられる。

# 要介護者、障がい者など配慮が必要な者に対して、市営住宅 等とのマッチングを実施した例 (熊本県熊本市)

〇災害名:平成28年熊本地震

#### 〇取組内容:

- ▶ 熊本市では、要介護者や障がい者等の要援護者の住まいをどのように確保するかという課題に対し、個別世帯ごとに、身体障害や介護度などで優先順位をつけ、市営住宅等とのマッチングを行った。
- ▶ まず、熊本市を支援していた応援自治体の保健師も含めた個別勧奨チームによる避難所の状況調査や、介護保険台帳、障害福祉サービス利用台帳などから得られる世帯情報等を活用し、マッチングに必要な個別世帯ごとの情報を記載した個票を作成した。
- ▶ つぎに、個々の世帯を①高齢者世帯、②障害者世帯、③指定難病医療受給者や妊産婦がいる世帯、のカテゴリーに分類し、カテゴリーごとに配慮が必要な事項が重い順に並べ優先順位を決め、優先度の高い世帯から上記の①~③のカテゴリー間で比較を行った。
- ▶ そのうえで、最も優先されるべきとされた世帯から、身体的ニーズ・家族構成・居住地域などを勘案し、確保した個別住宅とのマッチングを行うことで入居支援に取り組んだ。

(9) 避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階の対応で地方公共団体が利用可能な支援 メニュー

### 支援メニュー

# <①被災高齢者等把握事業(厚生労働省老健局)>

○目的:

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

○実施主体:

災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市区町村等 ※民間団体(介護支援専門員等の職能団体等)へ委託可

- ○補助率:
  - ①特定非常災害の指定がある場合 10/10
  - ②上記以外の場合

1/2

○実施内容:

被災した在宅高齢者等に対して、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法の適用から概ね3か月以内の間で、集中的に以下のような事業を実施する。

- ア 避難行動要支援者名簿等に基づく被災した在宅高齢者等への個別訪問による 現状把握の実施
- イ 必要に応じた関係支援機関へのつなぎの実施
- ウ 個別訪問に基づく専門的な生活支援等の助言の実施
- エ その他被災者の状態悪化の防止を図るため、被災高齢者等の把握と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業
- ※高齢者に加えて、障害者も対象として事業を実施している。

### 支援メニュー

# <②被災者見守り・相談支援等事業(厚生労働省社会・援護局)>

### ○目的:

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。

このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

○実施主体:

都道府県、市町村等(委託可)

- ○補助率:1/2
  - ※特定非常災害の場合

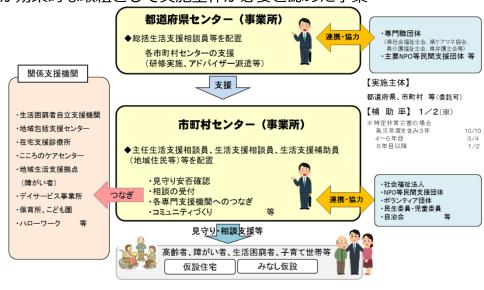
発災年度を含み3年 10/10、4~5年目を3/4、6年目以降 1/2

※R3年度~、自治体負担について特別交付税措置(地方負担額×0.8)

○事業実施期間:

災害救助法に基づく応急仮設の供与期間中

- ○実施内容:
  - (1) 被災者の見守り・相談支援等を行う事業
    - ア 応急仮設住宅への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ
    - イ 応急仮設住宅入居者の日常生活に関する相談支援、生活支援を行った上 で、必要に応じた関係支援機関へのつなぎ
    - ウ 応急仮設住宅入居者の日常生活の安定確保に資する情報提供
  - (2) 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業
    - ア 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施
    - イ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施
  - (3) その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業



発災直後~避難所運営段階

避難所閉所検討~応急仮設住宅供与段階

応急仮設住宅供与段階以降

# 支援メニュー

### 【通知】被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について (令和2年12月7日: 社援地発1207第1号等)

- ○被災者への見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて、以下の事業が実施されているところ。
  - ・災害派遣福祉チーム(DWAT)による避難所で生活する支援が必要な方の入 浴介助等の日常生活上の支援や、災害時要配慮者が抱える課題を解決するた めの相談支援等
  - ・「被災高齢者等把握事業」による、在宅で生活する高齢者、障害者へのケアマネジャー等の専門職による生活支援の助言等
  - ・「被災者見守り・相談支援等事業」による、応急仮設住宅に入居する方等への 見守りや相談支援等
- ○被災者の状況に応じて切れ目のない支援を実施するにあたっては、支援に関する情報共有など、各事業が十分な連携の下で実施されることが重要であることから、その留意事項について地方公共団体へ通知が発出されている。

